

西宮市認知症対応型共同生活介護等事業にかかる自己評価及び外部評価の実施回数に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症対応型共同生活介護事業又は介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「認知症対応型共同生活介護等事業」という。）にかかる自己評価及び外部評価（西宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年西宮市条例第19号）第117条第8項及び西宮市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年西宮市条例第18号）第87条第2項に規定する評価をいう。以下同じ。）の実施回数について必要な事項を定める。

(自己評価及び外部評価の実施回数)

第2条 認知症対応型共同生活介護等事業者（以下「事業者」という。）は、設置・運営する事業所ごとに、少なくとも年に1回自己評価を実施するものとする。

2 事業者は、設置・運営する事業所ごとに、少なくとも年に1回、兵庫県が地域密着型サービス第三者評価機関として認証した機関による評価（以下、「外部の者による評価」）又は、運営推進会議における評価を受審するものとする。

3 前年度に外部の者による評価を実施している事業者であつて、次の各号に定める要件をすべて満たすと市長が認定した場合には、当該事業者の外部の者による評価の受審について当該年度に限り免除することができる。

(1) 前年度の運営推進会議が概ね2月に1回、計6回以上開催されていること。

(2) 前年度の「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を市に提出していること。

(3) 前年度の「自己評価及び外部評価結果」に重大な問題が見受けられないこと。

(受審免除認定手続)

第3条 前条第3項の規定に基づき当該年度の外部の者による評価の受審免除を希望する事業者は、当該年度の前年度3月末日までに、別紙1「外部評価（外部の者による評価）受審免除認定申請書」により申請しなければならない。

2 市長は、事業者からの申請書を審査し、4月末日までに別紙2「受審免除認定結果通知」にて事業者に認定結果を通知する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年度に限り、第3条第1項の3月末日を5月末日、同条第2項の4月末日を6月末日に、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。